

聖籠町告示第32号

悪臭規制法の規定に基づき規制地域及び規制基準を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年 3月30日

聖籠町長 渡邊 廣吉

悪臭規制法の規定に基づき規制地域及び規制基準を定める告示の一部を改正する告示

悪臭規制法の規定に基づき規制地域及び規制基準を定める告示(平成21年聖籠町告示第61号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

悪臭防止法の規定に基づき規制地域及び規制基準を定める告示

本則中「悪臭規制法(昭和46年法律第91号)」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)252条の17の2の規定に基づく知事の権限に属する事務のうち、新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の規定により聖籠町が処理することとされた、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)」に改める。

備考ア中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。